

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 3 1 年 4 月 1 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部 会 委 員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上 8 名

欠 席 部 会 委 員 7 森 哲也・17 西森 偉統

出席 部 会 員 外 委 員

議 長 第 2 農 地 部 会 長 諸 戸 善 昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・増田主査

総 合 支 所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・14 宮本 政春

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 4 号 時効取得による所有権の移転について

報告第 5 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (地上権)

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

第4回第2農地部会を開会させていただきます。
欠席委員は、7番 森 哲也委員、17番 西森 偉統委員です。
議事に入る前に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。
6番 田口 慶則委員、14番 宮本 政春委員、よろしくお願ひします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。
まず会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局

すみません。報告案件の前に、恐れ入りますが、議案書の一部訂正を7か所お願ひいたします。

1か所目は、議案書3ページの報告第2号の番号1でございます。
台帳地目「その他」を「宅地」に訂正いただきますようお願ひします。

2か所目は、議案書10ページの議案第1号の番号3でございます。
譲受人及び譲渡人の面積欄が両方とも3, 719.80㎡になっておりますが、両方とも4, 504.80㎡に訂正いただきますようお願ひいたします。

3か所目は、議案書13ページの議案第4号の番号5でございます。
申請地の現況地目「畑」を「雑種地」に訂正いただきますようお願ひします。

4か所目は、議案書14ページの議案第4号の番号11でございます。
こちらは、建築に伴う契約解除の理由により、取下げとなりましたので、議案書から削除をお願いします。

5カ所目は、同ページの議案第4号の番号13でございます。
施設の概要欄「太陽光発電施設用地」を、「駐車場用地」に訂正いただきますようお願ひします。

6カ所目は、議案書15ページの議案第5号の番号2でございます。
申請地の現況地目「田」を「雑種地」に訂正いただきますようお願ひします。

7か所目は、16ページの議案第6号の番号1でございます。
台帳地目「その他」を、「山林」に訂正いただきますようお願ひします。

以上、7か所の訂正をお願いする形となり、大変申し訳ございませんでした。

事 務 局

それでは報告案件のご説明をさせていただきます。
各報告案件につきましては、農業委員会への通知や届出が提出された内容

について、農業委員会での議決が必要ないことから、事務局でその都度処理をしておりますので、直近で開催される部会において、状況報告をさせていただくものになります。

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

これは、農地の賃貸借を貸人と借人が合意のもと、解除した場合に農業委員会へ通知されたものになります。

番号1から10で、件数は10件、合計面積は14,324㎡で、その内訳は田が4,772㎡、畑が9,552㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

これは、農地の相続等により、所有権の権利を取得した時に、農業委員会へ届出がなされたものになります。

番号1から8で、件数は8件、合計面積は36,966.34㎡で、その内訳は田が25,543㎡、畑が11,225㎡、その他は宅地で198.34㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 建売（分譲）住宅用地

でございます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で645㎡でございます。

8ページをお願いします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

これは、民法上の時効により農地を取得された場合で、法務局から通知によるものです。

番号1、権利者、____、申請地は田及び畑で、面積が576㎡、取得年月日は平成10年11月30日でございます。

この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、合計面積は576㎡、田で296㎡、畑で280㎡でございます。

9ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

これは、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に1回、必要な要件を備えているか、事業の状況等について農業委員会に報告されたものになります。

番号1、有限会社 ____、主たる耕作物 水稻、耕作面積 田70ha 合計70ha。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

なお、組織形態要件として「株式会社、農事組合法人等であるかどうか」、事業要件として「主たる事業が農業等であるかどうか」、構成員要件として「農地の権利を提供した個人や、年間150日以上常時従事する者等が、構成員の過半をしめているかどうか」、業務執行役員要件として「法人の役員半分以上が、年間150日以上常時従事する構成員等であるかどうか」ということでございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局説明を願います。

事務局

はい、議長。10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

農地を農地として売買したり、生前贈与するなど、所有権移転が伴う場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があるため、申請されたものになります。

番号1、地区 高岡、受人 ____、面積 8,031.12㎡、渡人 ____、面積 1,825㎡、申請地 一志町田尻宮田____、台帳地目・現況地目とも田、面積 525㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する

渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 八ツ山、受人 _____、面積 144,427㎡、渡人 _____、面積 1,198㎡、申請地 白山町八対野西代 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,198㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 下之川、受人 _____、面積 4,504.80㎡、渡人 _____、面積 4,504.80㎡、申請地 美杉町下之川ツツジ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 39㎡ 外11筆、合計面積 4,504.80㎡。

これにつきましては、受人は、生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は3件、合計面積は6,227.80㎡、このうち田が5,588.80㎡、畑が639㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、全部効率利用要件として「機械や労働力が確保され、権利を取得する者等が、保有する農地を含め、すべての農地を耕作できるかどうか」、農作業常時従事要件として「権利を取得する者等が、必要な農作業に常時従事できるかどうか」、下限面積要件として「権利を取得する者等が、許可後に耕作する面積として、別段の面積が設定されている区域もありますが、一般的に5000㎡以上あるかどうか」、地域との調和要件として「農地の集団化、地域の水利調整などに支障がないかどうか」などでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
1番 お願いします。

前田委員 24番 前田です。現地確認したところ、何ら問題ないと思いますのでよろしく願いをいたします。

議長 2番 お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。4月9日、現地確認いたしました。受人はこの地域の担い手であり、何ら問題ないと思いますのでよろしく願いをいたします。

議長 3番 お願いします。

結城委員 18番 結城です。現地確認をいたしまして、内容は事務局の説明どおりです。なんら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。
ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認めます。議案第1号については、許可をすることに決定いたします。
続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

これは、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、申請に係る農地の営農状況及び周辺の市街地の状況から判断する立地基準と、土地の効率的な確保という観点から、転用して農地以外にすることが确实と認められ、かつその目的が、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかを判断する一般基準の両基準を満たす必要があります。

また、立地基準は保全すべき農地として転用を抑制する3つの区分、基本的には転用が認められる2つの区分、計5つに区分分けされ、これを農地区分と呼んでいます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町八丁山 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,028㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、497.5㎡、設置率は、転用面積の48.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 稲葉町稲里 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 461㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、410.76㎡、設置率は、転用面積の89.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口瀧尻 _____、
台帳地目・現況地目とも田、面積 819㎡、外2筆、合計面積 884.91㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネ

ル設置面積は、一体利用地を含め529.7㎡、パネル設置率は、45.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2,373.91㎡、このうち田で1,345.91㎡、畑で1,028㎡でございます。

これらの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。去る9日の午後、会長はじめ部会長、事務局の方と現地を確認してまいりました。詳細については事務局の説明どおりでございます。場所は_____の西約1km、_____のすぐ西でございます。別に何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 2番につきましては事務局。

事務局 事務局久居担当です。2番についてご説明させていただきます。4月9日、諸戸部会長、田口委員、森委員、事務局と私とで現地調査を行いました。場所につきましては_____から南へ200mに位置するところでございます。現地確認しまして現況田んぼとなっておりますが、農業用水については利用されておりません。雨水については前の側溝へ放流していただくということで、他の農地への影響はございませんと業者から説明いただいております。以上です。

議長 3番 お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。4月9日の日に西森・中谷両委員と白山総合支所の担当で見てまいりました。場所は_____の一番西の奥、_____が見えるあたりです。現地を確認したところでは、もう重機が入って大分きれいにされておりました。周りは山林になっておりますので、問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。
ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願（所有権移転）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町 岡口堂谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 319㎡。</p> <p>これにつきましては、平成29年8月21日に受付け、9月部会にて所有権移転で許可（太陽光発電施設用地）するものと決定を得た案件となりますが、結果的に経済産業省での設備認定が下りなかったため、許可取消の承認を得ようとするものです。</p> <p>なお、当案件に関し、次の議案第5号の番号2において、再度許可申請がなされております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。</p>
中谷委員	<p>16番 中谷です。これも4月9日の日、西森・中谷両委員と白山総合支所の担当、会長、部会長、事務局も同席しております。事務局の説明どおりで、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p>

これは、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移動させ、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居元町西浦 _____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 1, 421 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.5 m²、パネルの設置率は、不整形地であり、メンテナンススペースを確保することから、転用面積の37.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 久居明神町コボレ山 _____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 714 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、490.5 m²、パネルの設置率は、転用面積の68.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 新家町岸角 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積701 m² 外1筆、合計面積 1715 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、648.4 m²、パネルの設置率は、メンテナンススペースを確保することから、転用面積の37.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町
岸角 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 011 m² 外1筆、
合計 2, 022 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、648.4 m²、パネルの設置率は、メンテナンススペースを確保することから、転用面積の32.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町
八丁山 _____、台帳地目は畑、現況地目は雑種地、面積 588 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置き場用地、駐車場用地とするものですが、平成30年9月頃から同じ目的で使用されており、始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 新家町岸角 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 310 m² 外2筆、合計面積 1, 003 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽

光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、515.8㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町落合 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 628㎡ 外1筆、合計面積 1,259㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町地藏堂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 844㎡ 外1筆、合計面積 1,339㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の43%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 961㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、転用面積の59.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 819㎡ 外1筆、合計面積 1,579㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、576㎡、パネルの設置率は、不整形地による有効設置面積の減少により、転用面積の36.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、受人 _____ 合同会社 代表社員 _____、
渡人 _____、申請地 白山町二本木中野田 _____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 776㎡ 外1筆、合計面積 1,622㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、481㎡、パネルの設置率は、不整形地による有効設置面積の減少により、転用面積の29.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野上広北野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車

場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木北出前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,006㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、529.7㎡、パネルの設置率は、転用面積の52.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 太郎生、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町太郎生浅尾谷_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 505㎡ 外1筆、合計面積 571㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、332.27㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町石名原扇畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,163㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植林用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は17,098㎡、このうち田が8,789㎡、畑が8,309㎡ でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11番の取下げがありましたので、合計面積は17,098㎡、このうち田が8,789㎡、畑が8,309㎡ でございますので、訂正の方よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から10番お願いたします。

田口委員

6番 田口です。1番は9日の午後、会長、部会長、事務局、業者と見てまいりました。場所は_____のすぐ下南のところですか。後はみんな事務局の説明どおりでございますのでよろしくお願いたします。

2番については、場所は_____の西隣100mぐらいのところでございます。これは午前中でした。3、4番は_____のすぐ北50mぐらいのところですか。5番が_____南約50mぐらいのところでございます。

6、7、8、9、10番といきます。場所は雲出川の_____から50mぐらい北のところですか。_____の近鉄挟んで西でございます。これも事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 12番から14番、お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日に会長、部会長、本庁事務局、西森・中谷両委員と白山総合支所の担当と見てまいりました。場所は_____の南になります。現況田としてありますが、原野みたいな形になっておりました。周りに農地があるというわけでないので、別に何ら問題はないと思います。

13番ですが、場所は_____の東の在所になります。マイクロバスの駐車場ですけれども、_____の送迎のバスを止める駐車場用地です。

14番ですが、場所は_____の大三を出た信号のところ。_____がありますが、その東です。現在、麦が植わっていたところをすき込んで、太陽光の用地にということで、何ら問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 15、16番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。15、16といきます。9日の日に事務局とで現地を確認いたしました。申請地に受人は太陽光発電設備を設置したい。申請地隣の_____の宅地と、_____を一体利用したいということです。

16番は申請地に隣接する受人が生活をしているので、譲受後は現況の山林として管理していく予定で、始末書も航空写真も添付されているということですので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。

会 長 14番だと思うのですが、165号線沿いの麦が植わっているところです。当日は推進委員さんは見えていませんでしたが、推進委員さんからのお話です。まず譲渡人の_____さん、この人と_____かな、認定者農家の農地集積で契約しているものが、4月に切れたと。その時点において太陽光の設置問題が浮上して、譲受人の_____がこの田を買って太陽光にすると。そこまでは良かったのですが、_____が現在麦を撒いていると。で、契約が切れたとは言ふものの何の相談もなく、その作付けしてある麦を耕した、ということらしいです。

それで、あまりにもひどいではないかと。少なくとも麦の生産が終わるまで待つか、もしくはこの時点において相談してもらってもいいではないか、という話があったということを聞いています。それを一回、ここで審議してほしいということで、私は西森委員から相談を受けたわけでございまして、私の個人的な考えとしては、それはやはり麦にしる、水稻にしる、作付けた物を収穫できるまで待つのが当然ではないか、ということをお自分ながらの判断で言わせてもらったけれど、一応、ここで一度協議してほしいと、そういうことでお願ひいたします。

中谷委員 今朝、西森さんから僕のところにも電話があつて、会長の言われたような話を聞いたのですが、地主さんは_____に4月で切れることを話し、_____は、まだ麦が植わっているからもう2か月ぐらひはそのままということ、許可を得たそうです。地主さんは、業者さんの方がもう4月で切

って、工事に入りたいので、それ以上の延期はできないということで、すき込んだという話を聞いたのです。

僕も西森君も同じように田を借りて米を作ったり、麦作ったりしていますから、期限が切れて、会長が言われたように収穫物が終わるまでは、何とかそのまま続けたい。もし、それがだめならどこかで補償してもらいたいというのがあるんです。_____は納得しがたいけど、納得してもらったという形でした。今後そういうことが、また起きてくることが考えられますので、何か良い方法というか筋道立つようなことが協議できればということで。西森君にもまた機会があったら話をしてみますけれども。

会 長 これは、僕は現場で言っているはずです。業者には、これはちゃんと補償してやってくれるのかと。

議 長 これからこういうこと、また起こりうる話です。

事 務 局 これについては、農地の利用権設定の関係が基本的にその段階で切れてきていますので、契約行為としてはその段階で切れていると判断せざるを得なくなるのかな、ということがあります。

非常に申し上げにくいのですが、心情的にはよくわかります。本来であれば、2ヶ月、3ヶ月でも延長するような手続きをしていけば問題ないと思いますけれど、あくまで農地の貸し借りの契約自体は4月の段階で切れているということで、その辺のところ、うまく話が行かなかったのかな、というのが一番の問題かなと思います。

我々も利用権設定されておれば、転用にあたっては利用権設定の解除をしないといけませんよ、という話はさせてもらっています。それが、利用権がその段階で切れて、継続をされてないという状況であれば、当然、転用するにあたっての権利としては基本的には地主にかえっている、という話をさせてもらっている部分があるので、そういった形になったのかと。

私が思うのは、その土地の所有者の方が、業者さんからの連絡で、その辺のことを貸してみえた方と、しっかり話をさせていただくべきだったのかな、というふうに思います。

田口委員 _____, この人が借りているわけやろ。なぜ、事前相談しなかったのですか。麦まく前とかに。

会 長 これは農協が中に入った農地集積円滑化事業でやっているか、一対一でやっているか、それは分かりません。分かりませんが、常識から考えたら、今も言うように作物を収穫できるまで、仮に4月に切れても、仮にその時田植えをしたと、4月の10日か20日に。4月の末に切れたと。借りている方が悪いのか、貸している方が悪いのか。どちらかは言えませんが、そうなったらそれくらいの補償はしてあたり前です。

中谷委員 多分、_____は継続的に借りるつもりだった。そこに太陽光の話が急に来たということということだと思います。

田口委員 急に来ても、貸しているから、麦が撒いてあるから待ってくれと言えなかったのか。

会 長	そこで、これが県外の人だったら分るけれど、同じ在所だから、ちょっとおかしいのと違うのかと、言えば良かったのでは。
議 長	貸すぐらいだから交流はあるはずですよ。
結城委員	利用権設定していると、借りている者は期限が切れますよという案内が来ます。切れたら自動的に地主に返っていくわけです。それ以降は借りてる者には権利はなくなります。
事 務 局	多分言ってみえるのは利用権設定がされている期間内に種が撒いてあると。それが太陽光の話が上がってきた段階で、利用権設定が切れた。ということの中で、業者とどういうやり取りをしているか知りませんが。
議 長	それでしたら、ちゃんと話をしないとイケませんね。
会 長	その日、推進委員さんが不在でしたが、おられたら必ず推進委員さんが言ってくれる。この場合は本人の_____が「仕方ない」とは言ってみえる。しぶしぶですが。
事 務 局	_____としては、そんな気持ちはありましたでしょう。心情的には本当によく分ります。貸してみえる方、地権者は、もう少し_____に丁寧に説明されるべきだったのかな、と思います。
田口委員	太陽光を作らしてほしいというのは今日、昨日言ったことをすぐするのととは違うと思います。1ヶ月、2ヶ月期間はあると思いますので、何で事前相談や、作っている人に話をしなかったのか。ということが問題です。
会 長	西森君の話では、この_____という方が「太陽光を」と言って来たもので、一応断ったと。もう少し待ってほしいと言ったら、相手側がもう待てないと。 _____, _____に一応、委員会でこういうことが出た、ということを一回説明した方がいいですが、これは中谷君か、西森君か、どちらが担当しますか。
中谷委員	西森です。
会 長	それでは、中谷君も一緒に説明してください。
議 長	よろしいか。太陽光、沢山案件が出てきましたけれど、田畑作っているところはよく確認して続けるべきです。
事 務 局	業者さんとしても自らが説明しないとイケないこと、地権者の方に説明してもらわないとイケない場合がある。その辺がうまくいかないケースがあります。 今回のケースも会長がおっしゃるように、太陽光の譲渡人も、そのことが分っていれば業者に断ったらいいだけですが、そのことを渡人も分らない

まま業者の人に言われたので、仕方なしにそうしたということも見受けられるし。そういうことがこれから、徐々に問題として出てくる感じがあるかな、と思いますね。

議長 これだけあがってくるので、よっぽど注意していかないといけない。

事務局 書類としてはもう契約切れているし、現状の写真つけているわけではないので、現地の方である程度押さえていただくしかないと思います。

今回ちょっと異例な形になってしまって申し訳ありませんでしたが、本来なら推進委員も立会いで見てもらっていたら、地域の事情をよくわかっているもので、問題なくいったかなと思います。

現地確認をさせていただいている意味合いは、皆さんご承知の通り、周辺の農地に影響があるか、どうか、確認をしてもらっていますし、そういった状況の中で、その場で業者さんに色々聞いてもらうのも大切だと思いますので、ぜひ、そういうスタンスでお願いしたいなというふうに思います。

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に賃貸借権を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 久居、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 004㎡ 外1 筆、合計面積 3, 881㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を事務用地、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町岡口堂谷_____、台帳地目は田で、現況地目は雑種地で、面積 1, 319㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、695㎡、

パネルの設置率は、転用面積の52.7%になります。

なお現地については、整地、防草シート張り、砂利敷がすでになされており、この件については、以前の許可決定を受け、許可書交付前に着工してしまっただけの始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は田で5,200㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番 お願いします。

田口委員 6番 田口です。去る9日の午後、会長はじめ部会長、事務局長、事務局、司法書士と見てまいりました。場所は_____の道挟んで西の田でございます。これも何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 2番 お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。9日の日に会長、部会長、本庁事務局、西森・中谷両委員と白山総合支所の担当で見てまいりました。議案第3号で取り消しの出された場所です。同じように太陽光発電ということで新たに許可の申請が出された案件でございます。事務局の説明どおりで何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいか。

宮本委員 なぜ許可がでていたのに取り消しになったのですか。
農業委員会は許可を出したけど再生事業の認定が降りないために取り消し、また、同じように太陽光となっているのは。

事務局 まず、太陽光の関係の申請のことからお話させていただきます。中部電力の接続の関係の届けをしていただいて、それは当然OKをもらわないといけません。その上で、経産省の認定については委員さんもよくご承知の通り、非常に申請に時間がかかるという問題がございました。

そういった関係があっても三重県の方も、基本的に申請をしておれば、許可まで時間がかかるので許可については申請しているという事実が確認できれば、部会としての審査はしていただいて許可決定の手続きまでは進めていただいて結構と。我々としては、事業認定が下りて初めて行為に移れるので、事業認定が下りるまでの間は、許可書は発行しないという対応を取らせてい

ただいております。

この案件については、事業者が変わったとか、事業者が止めたとか、色々な状況に変更があったことによって、改めて事業認定を取り直して今回進めているという事案になり、前回の許可決定については取り消しをさせていただきたい、というご理解をお願いします。以上です。

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に地上権を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居明神町八丁山_____、台帳地目は山林、現況地目は畑、面積 2, 165㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、591㎡、パネルの設置率は、メンテナンス車両の通行・転回スペースを確保することから、転用面積の27.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は山林で2, 165㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 6番 田口です。9日の午後、現地を見てまいりました。会長はじめ部会長、局長、事務局と私、業者の方と見ました。場所は_____の東100mぐらいのところ。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 あとよろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ござい

ませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に使用貸借を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町羽場_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 174 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.5 m²、パネルの設置率は、転用面積の45.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町井関杉谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 257 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に40年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1, 431 m²、このうち田で257 m²、畑で1, 174 m²でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番 お願いします。

事 務 局 事務局久居担当藤巻です。1番について説明させていただきます。4月9日の日に諸戸部会長、田口委員、森委員、会長他事務局で現地を確認させていただきました。場所としましては、_____の_____の西約200mほどのところに位置します。周辺についての影響は無いということを確認しております。よろしくお願いいたします。

議 長	2番 お願いします。
宮本委員	14番 宮本です。9日の日に守山会長と前田委員、私と事務局で現場を確認いたしました。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第7号については許可することに決定したいと思います。
	次に別冊でお配りしました議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
	これは、農地の売買及び貸借する時、農地法の特例である、農業経営基盤の強化を促進する目的により制定された、この法律により行われる場合は、農地法の許可を得る必要がなくなるものです。
	資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
	まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で99,625㎡、畑の賃貸借、使用貸借で14,349㎡、契約件数は69件でございます。
	一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で99,025㎡、畑の使用貸借で2,000㎡、契約件数は82件でございます。
	白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,175㎡、畑の賃貸借で2,598㎡、契約件数は6件でございます。
	美杉地区につきましては、契約はございませんでした。
	以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて209,825㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて18,947㎡、合計契約件数は157件、合計面積は228,772㎡となっております。
	次に認定農業者への集積状況でございます。
	地区別の認定農業者への集積は久居地区22件、一志地区で25件、白山地区4件で合計51件、合計面積は111,737㎡でございます。なお、

認定農業者への集積率は、件数で32.4%、面積で48.8%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号3、ほか146件についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この147件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました147件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後3時41分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成31年4月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____